

令和6年度 観光閑散期需要創出補助金 交付要綱

令和6年4月12日 観光・MICE担当局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市の観光閑散期における観光需要の創出と大きな観光消費の誘発を図るため、札幌市への誘客及び観光振興への効果が期待されるイベントの誘致及び開催に関し、そのリスクを軽減する意図で経費の一部として補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 この要綱による補助金の交付については、札幌市の補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づき補助を受けることができる者は、第3条に規定する要件を満たすイベントを誘致及び開催する事業者又はコンソーシアムで、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、コンソーシアムにおいては、構成団体それぞれが第1号から第4号の要件を満たすとともに、1者以上が第5号の要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 札幌市税の滞納がないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続きを行っている者ではないこと。

(4) 補助を受ける事業者又は事業者の役員等が次のいずれにも該当しないこと。

ア 事業者又は事業者の役員等（事業者が個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号及び次条第2項第4号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1項第2号に掲げる暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1項第1号に掲げる暴力団をいう。以下この号及び次条第2項第4号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している認められるとき。

ウ 役員等が自己、事業者若しくは第三者の利益を不正に図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 事業者又は事業者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 事業者又は事業者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (5) 申請するイベントと類似するイベントの誘致及び開催実績を過去に1回以上有していること。

(補助要件)

第3条 補助金の交付は、観光閑散期（11月から翌3月（さっぽろ雪まつり開催期間を除く。））に札幌市で開催される音楽、食・グルメ、スポーツ、eスポーツ、アニメ・ゲーム等のイベントのうち、次のいずれにも該当するイベントを誘致及び開催する事業に対して行うものとする。ただし、第1号から第3号までをすべて満たすイベントであっても、過去に札幌市で開催されたことがあるものについては、補助金の交付対象としない。

- (1) 札幌市内の施設又はスペースを活用するもの
 - (2) 1日1万人以上の集客が見込まれるもの
 - (3) 道外からの誘客及び札幌市内での宿泊需要の創出が期待されるもの
 - (4) 札幌市での継続的な開催を検討しているもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当するイベントは、補助金の交付対象としない。
- (1) 政治又は宗教活動を目的とするもの
 - (2) 国、北海道、札幌市（いずれも関係団体を含む。）から、他の補助金、助成金、委託費等の財政的支援を受けているもの
 - (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるもの
 - (4) 主催者等が暴力団及び暴力団員、その他これらに準ずるものとの関係を有しているもの
- 3 市長は、前項に定める条件ほか、必要と認める条件を付すことができる。
- 4 天災その他の交付対象者の責めに帰することができない事由により、第1項各号に掲げる要件が満たせなくなる場合、交付対象者は、札幌市と協議すること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。ただし、市長が開催経費として認められないと判断した場合、補助対象経費から除外する。

- (1) スタッフの移動・宿泊費
- (2) 機材・設備の輸送費
- (3) プロモーション経費
- (4) イベント保険料

(補助金額)

第5条 交付する補助金の額は、前条第1項第1号から第3号までの経費それぞれの50%の額と、同項第4号に掲げる経費を合計した額の範囲内で決定するものとし、5,000万円を上限とする。ただし、申請事業の予算における支出と収入の差に相当する額が5,000万円に満たない場合、当該相当する額を上限として、交付すべき補助金額を決定する。

- 2 前項の支出と収入の差に相当する額の算定においては、一般管理費等の間接

経費は支出全体の10%までを算入できるものとする。

- 3 補助金は予算の範囲内で交付するものとする。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 交付申請書(様式1)
 - (2) 事業計画書(様式2)
 - (3) 収支予算書(様式3)
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 コンソーシアムの場合は、前項に定める書類に加え、コンソーシアム構成書(様式1別紙)を添付するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、別に定める審査委員会に付議し、補助金交付の可否を決定する。

- 2 市長は前項の規定により補助金の交付について決定したときは、交付対象者へ通知(様式4)するものとする。

(事業内容等の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた後、申請時に提出した事業又は補助対象経費の内容等を変更しようとする場合は、あらかじめ報告の上、速やかに事業内容等変更申請書(様式5)を市長へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的及び事業計画に影響のない軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請を受けたときは、当該変更内容を審査し、事業内容等の変更について承認したときは、交付対象者へ通知(様式6)するものとする。

(実施報告)

第9条 交付対象者は、補助対象となった事業が完了した日から30日を経過した日又は事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長へ次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書(様式7)
- (2) 事業実績報告書(様式8)
- (3) 収支決算書(様式9)
- (4) 挙証書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が実施内容の確認に必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条に定める実施報告の内容を審査し、交付決定の内容に適

合すると認められたときは、第7条第2項の交付決定通知に記載の補助金額の範囲内で、交付すべき補助金の額を確定し、交付対象者へ通知（様式10）するものとする。

- 2 補助対象事業の決算における支出と収入の差に相当する額が第7条第2項の交付決定通知に記載の額に満たない場合、当該相当する額を上限として、交付すべき補助金の額を確定する。
- 3 補助対象事業の決算において、本要綱に基づく補助金を除いた収入が支出と同額以上となる場合、補助金の交付は行わない。
- 4 雪害により、第3条第1項各号に掲げる要件が満たせなかった場合、第4条第1項第1号から第3号に掲げる経費のうち、事業達成のため、すでに支出した費用並びにイベントのキャンセルに係る費用及び同項第4号に掲げる経費を補助対象経費とし、第5条第1項の補助率を乗じて合計した額を、第7条第2項の交付決定通知に記載の補助金額の範囲内で、交付すべき補助金の額として確定することができる。
- 5 前項の補助金の算定にあたって、イベント保険等により補填された収入がある場合、当該収入を補助対象経費から差し引いた後の額に補助率を乗じるものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による通知を行った後、交付対象者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（調査）

- 第12条 市長は、補助金の適正な運用を図るため必要があると認めたときは、提出された書類に記載された事実、補助金の使途、事業の実施状況等について、調査を行うことができる。
- 2 市長が前項の調査を行おうとする場合、交付対象者はこれに応じなければならない。

（交付決定の取消）

- 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 申請事項及び報告事項に誤り、虚偽又は不正があったとき。
 - (2) 本要綱に定める事項に違反したとき。
 - (3) 第12条第1項に規定する調査を正当な理由なく拒んだとき。
 - (4) 前3号に掲げるほか、市長が補助金の交付について不相当と認めるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当する場合において、すでに補助金を交付しているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
 - 3 交付対象者が、前項の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第1項及び第2項の規定を準用して計算した加算金及び延滞金を市に納付しなければならない。

(関連書類の保管)

第14条 補助金の交付を受けた事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(施行細目)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、観光・MICE担当局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月12日から施行する。